

資	料
No.	1-1-6

JISHA 中災防

あなたの事業場も労働安全衛生マネジメントシステムの効果を上げませんか

JISHA方式 適格OSHMS認定の ご案内

Occupational
Safety &
Health
Management
System



中央労働災害防止協会

マ JISHA-ISO マネジメントシステム審査センター

<http://www.jisha.or.jp/jisha-ms/index.html>

JISHA方式適格OSHMS認定とは

JISHA方式適格OSHMS認定（以下、適格認定と言います。）は、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の実施状況がJISHA方式適格OSHMS基準（以下、適格基準と言います。）に適合している事業場を中災防又は中災防と契約を結んだ評価認定機関（注）が認定する制度です。

OSHMSの実施状況についての評価は、中災防の規程で定められた一定の学歴・実務経験を有し、所定の研修を修了した「JISHA方式OSHMS評価員」が行います。

注）次の企業・団体が評価認定機関になっています。（平成26年9月現在）

- ・豊田安全衛生マネジメント株式会社
- ・高圧ガス保安協会ISO審査センター
- ・デット ノルスケ ベリタス エーエス DNV ビジネスアシュアランスジャパン
- ・株式会社日通総合研究所
- ・一般社団法人富山県労働基準協会
- ・公益社団法人広島県労働基準協会

● JISHA方式適格認定を受けるメリット

OSHMSの外部認証を受けるメリット

- ・規格や基準の要求事項を満たすための改善を通じて安全衛生管理の質が向上する。
- ・社会的通用性のある認証を取得することで、企業イメージ、社員の安全意識等が高まる。
- ・認証機関による審査を受ける過程で、専門的知識・ノウハウを獲得できる。 など

JISHA方式適格OSHMS認定の場合には…

1 適格基準の優位性

☆ 厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（厚生労働省告示第113号 改正平成18年3月10日）に準拠しています。

☆ 日本企業の安全衛生活動で成果を上げてきた事項（例えば、安全衛生委員会等を通じて現場の労働者も安全衛生管理に参画・協力する仕組みやKY、ヒヤリハット、4Sをはじめとする日常の安全衛生活動など）がOSHMSの中で生かされ、事業場の安全衛生水準の向上に効果的に働くよう配慮されています。

☆ 唯一の国際基準である国際労働機関（ILO）の「労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」（ILO-OSH 2001）にも沿ったものであり、ILOのホームページでも紹介されています。

<http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/managmnt/index.htm>

2 中災防（JISHA）のサービスへの高い信頼性

主要な事業主団体、多数の有力企業を会員とする中災防が行う専門的サービスのひとつであり、社員、協力会社に安心感を与えるとともに、顧客、株主などに対して企業の社会的責任への配慮を示す上でも大きな力となります。

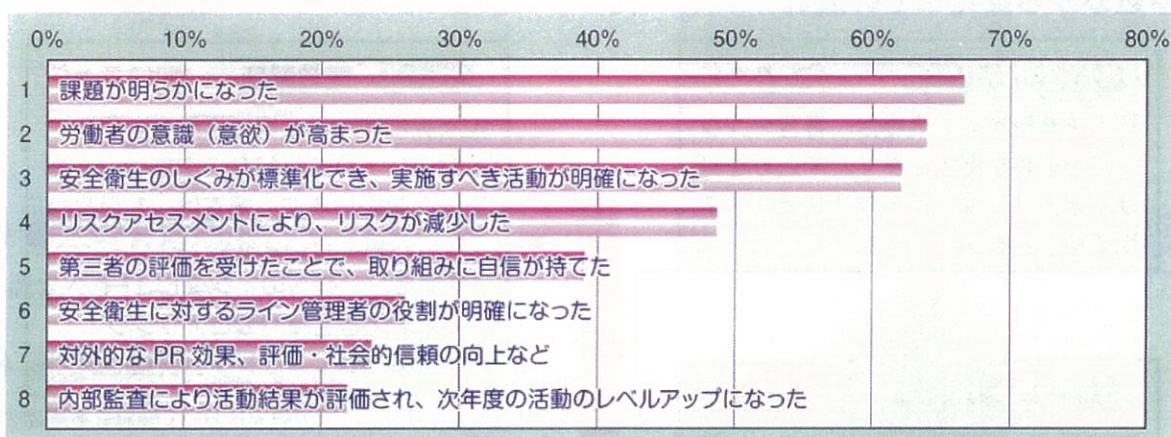
3 高度な専門性に裏付けられた評価サービスの提供

中災防が長年にわたり蓄積してきた安全衛生のノウハウを活用した評価サービスを提供します。単に基準に定められたことの実施を確認するのみでなく、労働災害防止の効果が高まるよう、安全衛生管理や安全衛生活動のレベルアップについて示唆的な助言を行い、システムの実効が上がるように支援します。

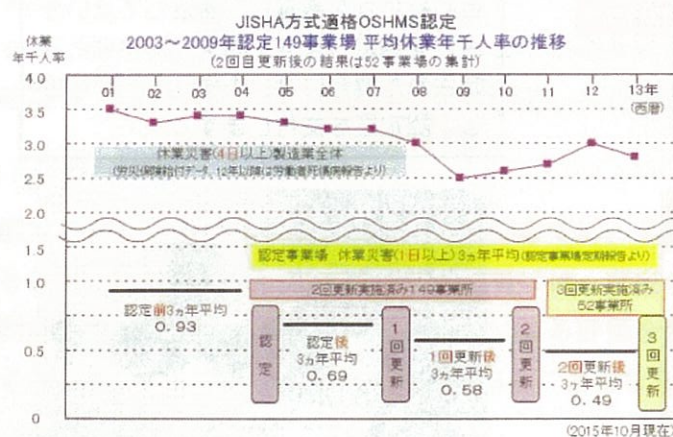
● 認定事業場が感じているメリット

適格認定を受けられた事業場へのアンケート調査の結果によると、次のようなメリットが挙げられています。

「認定を受けて良かったこと」の事項別回答事業場割合



縦軸は休業年千人率で、折れ線グラフは製造業全体のもの（休業4日以上）。横軸は2回目の更新まで実施した149認定事業場の認定前／認定後／更新後3年間の災害発生率を表したもの（休業1日以上）。内52事業場については2回目更新後の3年間のデータ。もともと製造業全体に比較して優れた成績の事業場が認定を取得し、更新を重ねる毎にさらにレベルアップしていることが分かる。



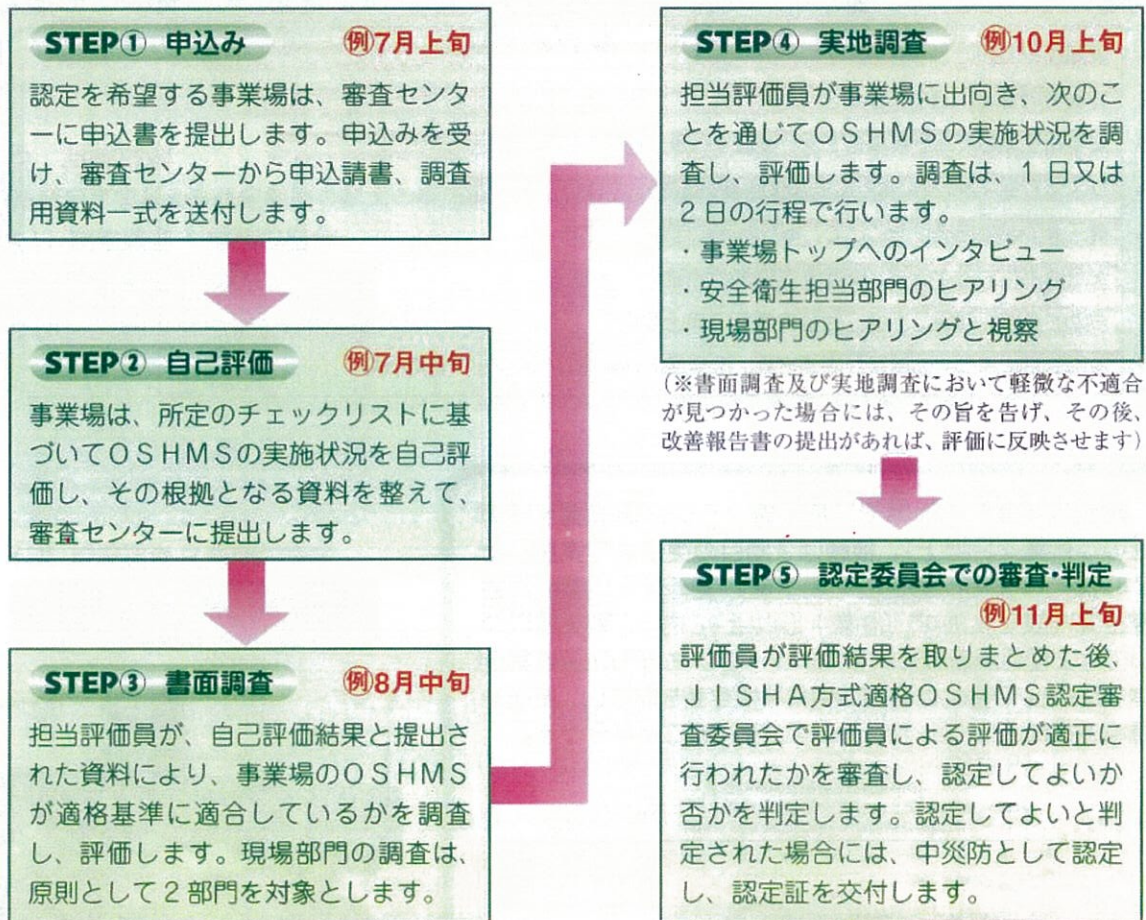
計画届免除認定制度による労働基準監督署長の認定を受けるための評価書及び監査書の作成についても、この適格認定を受けた事業場からの希望により実施しています。

適格認定の仕組と手続

● 適格認定の単位と認定範囲

OSHMSは基本的には1つの事業場を単位として実施されるものですので、認定は原則として事業場ごとに行います。なお、認定を受けようとする工場、店社等の組織の中に別の場所にある小規模の製造所、営業所等が含まれる場合には、審査センターにご相談ください。また、OSHMSを事業場全体に段階的に導入するため、一部の組織に先に導入したような場合には、事業場の一部の組織を認定範囲として認定を行うことも可能です。

● 申込みから認定までの流れ



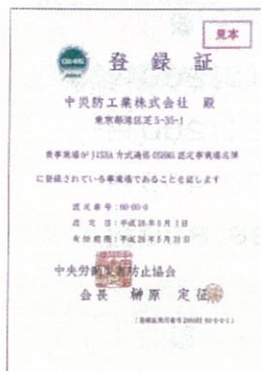
認定証



実地調査風景

● 適格認定事業場の登録等

認定した事業場は、JISHA方式適格OSHMS認定事業場として中災防の認定事業場名簿に登録し、登録証を交付するとともに中災防のホームページ等で公表します。なお、企業内の全事業場が同一日に認定を受けた場合には、それらの認定事業場名を列記した登録証（一括登録証）を事業者あてに交付することもできます。また、希望により認定楯（有料）の作成も承ります。



登録証（和文）



登録証（英文）



認定楯の例（見本）

● 認定の有効期間

認定を受けた日から3年間です。

● 適格認定マーク

認定事業場は、パンフレット、カタログ等の広報文書、名刺、業務用の用紙等、社屋や車両等に認定マーク（右図）を印刷・表示して使用することができます。



（XX-XX-XXには認定番号を入れて使用します）

● 報告

認定の有効期間中、毎年、安全衛生計画期間の終了後1ヶ月以内に所定の報告書類を提出していただきます。このほか、死亡労働災害等が発生した場合などには、随時、報告をしていただきます。

なお、認定事業場の希望により、評価員が事業場に赴き、OSHMSが適切に運用されているか確認し、講評を行うこともできます。（別途、実地調査料が必要です）

● 認定の更新

認定の有効期限が満了する日の6ヶ月前までに、当協会から認定事業場に更新についてのご案内をします。認定の更新を希望する事業場には、認定の有効期限が満了する日の5ヶ月前までに更新認定申込書を提出し、改めて評価員による評価を受けていただきます。その後、認定委員会による審査・判定を経て、認定が更新されることになります。

● 認定範囲の変更

認定範囲を拡大又は縮小しようとする場合及び事業場の統合・分離等に伴い認定範囲が変わることとなる場合には、認定範囲の変更の申込みが必要になります。

JISHA方式適格OSHMS認定料等

1 初回認定料及び更新認定料

(1) 実地調査の所要日数が1日の場合

(消費税8%込み)

業務の種類	賛助会員	一般
書面調査	302,400円	313,200円
実地調査	669,600円	691,200円
認定手数料	32,400円	32,400円
合計	1,004,400円	1,036,800円

(2) 実地調査の所要日数が1日を超える場合の追加料金

(消費税8%込み)

追加料金の算定単位	賛助会員	一般
半日ごと	162,000円	194,400円

2 再評価料

※認定事業場から認定範囲の拡大の申込みがあった場合に行う「再評価」に係る料金です。

(1) 現場調査1部門の場合

(消費税8%込み)

業務の種類	賛助会員	一般
書面調査	302,400円	313,200円
実地調査	388,800円	399,600円
認定手数料	32,400円	32,400円
合計	723,600円	745,200円

(2) 現場調査2部門の場合

(消費税8%込み)

業務の種類	賛助会員	一般
書面調査	302,400円	313,200円
実地調査	572,400円	594,000円
認定手数料	32,400円	32,400円
合計	907,200円	939,600円

3 適合状況確認の調査料(希望の場合のみ)

(消費税8%込み)

業務の種類	賛助会員	一般
実地調査	162,000円	194,400円

4 登録証等発行手数料

※事業場の名称変更等に伴う認定証及び登録証の再交付、事業場の希望による登録証の追加交付等の際の手数料です。

(消費税8%込み)

1枚	3,240円
----	--------

- ◎実地調査に要する交通費及び宿泊費が別途必要になります。これらは、当協会旅費規程により算出します。また、海外での評価業務において通訳等が必要な場合には、その費用が必要になります。
- ◎賛助会員とは、中災防の会員制度です。ご入会いただくと安全衛生情報の提供、教育研修、適格認定をはじめとする各種専門技術サービス利用料金の割引等の特典が受けられます。

JISHA方式適格OSHMS認定事業場 トップの談話

KY等の日常的な安全衛生活動が定着してきており、安全衛生委員会等のあらゆる機会を利用して一人ひとりの「安全力」の向上に努めており、「危険に対する感受性を養う」という意味の理解が浸透しつつあり、感受性の向上も見られるようになった。

また、従業員がOSHMSを理解して取り組んでいる。現在、新人でも理解しやすいように、例えば災害防止の見える化を進めているとの発言があった。

国策機工株式会社 勇弘事業部 様
(平成23年9月認定 平成26年8月認定更新)

「OSHMSが定着し改善のPDCAサイクルもスムーズに廻り、現場の5Sも以前より改善されており、安全成績も長期トレンドの中で減少傾向にある。

作業員の意見を反映した安全管理計画を作成・運用しており、その結果、幅広く周知徹底ができ参画意識が高まり個別の活動へも積極的に参加している。

また、OSHMSの仕組みの中に安全小集団グループ活動を導入・運用し、全体のレベルアップに繋がっている。

宇部興産株式会社建設資材カンパニー
生産・技術本部 伊佐セメント工場 様
(平成17年9月認定 平成26年8月認定更新)

前年の安全衛生活動の実績、OSHMS内部監査結果、さらに労働組合からの申入れ事項も考慮して、安全衛生方針と目標を表明している。

事業所内には、研究開発部門があり、現業部門との温度差はまだあるが、安全衛生活動の取り組みも浸透し、毎月の職場安全衛生委員会も開催され、事業所全体として活動が展開されてきている。

従業員の高齢化が進み、体力が低下していることが原因で、転倒等による生活型災害が多く発生するようになってきた。体力測定により、体力低下をまず自覚させるようにしている。メンタルヘルスについては、発症する前の対応が重要と考え、入社2年の従業員や管理職等に対して定期的に研修を実施し、6人の専門医と契約している。長時間労働については、管理職も含めて個人カードで出勤の時間を管理し対応を図っている。

キヤノン株式会社宇都宮工場 様
(平成17年9月認定、平成20年9月認定更新)

「安全が全てに優先した経営を実施する」という考えのもと、「安全と健康はすべてに優先する」を安全衛生方針に掲げ、いろいろな場で全従業員に周知を図っている。

ルール違反は、違反者だけの問題ではなく、守らせることができなかった全員の問題と捉えることが重要である。また、管理監督者には、ルールをなぜ守らないといけないかを部下に理解させるように指示している。そして、全員に、一人ひとりが「決められたことは必ず守る・守らせる」職場風土を作ることが災害防止では不可欠であることを強く話している。

リスクアセスメントと各職場ヒヤリ・災害件数の関係を調査させたところ一定の関係（リスクアセスメント実施率が向上するとヒヤリ事故・災害件数が低下する）が認められた。これにより従業員はリスクアセスメントの重要性認識が高まり、やらされ感ではなく、積極的に安全衛生活動を行うようになった。

これらの取り組みにより、初回認定取得後は休業災害の発生が無くなり、事業所を操業開始して22年経過し、昨年初めて年間無災害を達成したことにも繋がったと思う。

三菱マテリアル株式会社 筑波製作所 様
(平成23年9月認定 平成26年8月認定更新)

申 込・相 談 窓 口

中央労働災害防止協会

マ JISHA-ISO マネジメントシステム審査センター

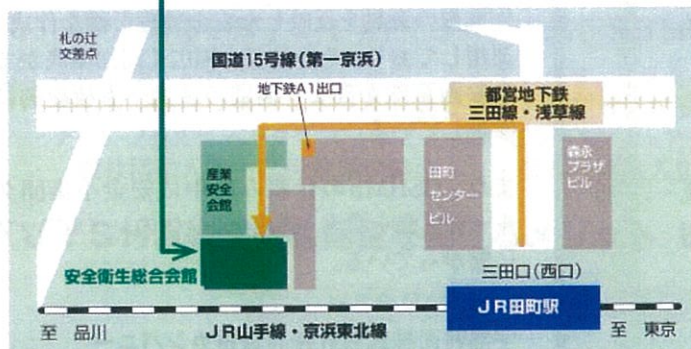
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階
(平成28年8月22日から)

TEL: 03-3452-6694 FAX: 03-3452-1275

✉: jisha-ms@jisha.or.jp

アクセス

- JR山手線・京浜東北線
田町駅三田口(西口)から徒歩3分
- 都営三田線・都営浅草線
三田駅A1出口から徒歩1分



中災防ホームページ

<http://www.jisha.or.jp/>

JISHA-ISO マネジメントシステム審査センター ホームページ

<http://www.jisha.or.jp/jisha-ms/index.html>

相 談 窓 口

* 北海道安全衛生サービスセンター

〒064-0919 北海道札幌市中央区南19条西9-2-25

TEL: 011-512-2031 FAX: 011-512-9612

* 東北安全衛生サービスセンター

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-3-34

TEL: 022-261-2821 FAX: 022-261-2826

* 関東安全衛生サービスセンター

〒108-0023 東京都港区芝浦3-17-12 吾妻ビル9F

TEL: 03-5484-6701 FAX: 03-5484-6704

* 中部安全衛生サービスセンター

〒456-0035 愛知県名古屋市中区白鳥1-4-19

TEL: 052-682-1731 FAX: 052-682-6209

* 中部安全衛生サービスセンター北陸支所

〒930-0857 富山県富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま9F

TEL: 076-441-6420 FAX: 076-441-4641

* 近畿安全衛生サービスセンター

〒550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀2-3-8

TEL: 06-6448-3450 FAX: 06-6448-3477

* 中国四国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島県広島市西区三篠町3-25-30

TEL: 082-238-4707 FAX: 082-238-4716

* 中国四国安全衛生サービスセンター四国支所

〒760-0017 香川県高松市番町3-3-17 第1讃岐ビル2F北側

TEL: 087-861-8999 FAX: 087-831-9358

* 九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡県福岡市博多区東光2-16-14

TEL: 092-437-1664 FAX: 092-437-1669